

工場等設置奨励金の概要

瑞穂市では、産業振興および市勢の進展に寄与することを目的に「工場等設置奨励金」制度を設けています。

奨励金の内容

- ・ 交付金額は、投下された土地、家屋、償却資産に課される固定資産税を限度とします。
- ・ 交付期間は、操業開始後初めて固定資産税を賦課された年度から3年間です。

要件

交付を受けるには、次に示した要件をすべて満たすことが必要です。

対象業種 ※日本標準産業分類 に掲げる事業	取得 状況	投下固定資産の取得総額 (土地・家屋・償却資産)		新たに常時雇用 する従業員数	
		大企業	中小企業	大企業	中小企業
・ 製造業 ・ 情報通信業 ・ 運輸業、郵便業 ・ 卸売業、小売業 ・ 研究開発事業	新設	3億円以上	1.5億円以上	10人以上	5人以上
	増設・ 移設	1.5億円以上	7,500万円以上	5人以上	3人以上

- ・ 土地は、操業開始前3年以内に購入したもの、家屋・償却資産は、操業開始前1年以内に取得したものが投下固定資産の対象となります。
- ・ 新たに常時雇用する従業員は、操業開始前1年以内に雇用した者で、賃金が日額又は時間額で定められている従業員を除きます。

手続きの流れ

要件を満たす予定の事業所については、以下の手順で手続きを行っていただきます。

項目	区分	詳細内容
①事前相談	事業者	スムーズな手続きのため、事前に瑞穂市役所商工農政観光課へご相談ください。
②奨励措置指定申請	事業者	申請者は、新設・増設・移設に関わる一連の工事を完了し、 <u>操業を開始した日から60日以内</u> に、瑞穂市役所商工農政観光課へ指定申請をしてください。
③実地調査	市	市職員が新事業所へ調査に伺います。(調査時に家屋、設備等を撮影します)
④奨励措置指定	市	市は、指定申請の内容が指定要件を備えていることを審査し、 <u>適当であると判断した場合</u> 、「奨励措置指定書」により申請者(以下「指定事業者」)に通知します。
⑤設置奨励金の交付申請	事業者	指定事業者は、新事業所での操業開始後に初めて課税された年度の <u>固定資産税を完納してから10日以内</u> に、必要書類を添えて「交付申請書」を提出してください。

⑥ 設置奨励金の交付決定	市	市は、交付申請の内容を審査し、「交付決定通知書」により指定事業者に通知します。
⑦ 設置奨励金の請求	事業者	指定事業者は、交付決定通知受領後、「交付請求書」を提出してください。
⑧ 設置奨励金の交付	市	市は、交付請求により設置奨励金を交付します。

※⑤～⑧の手続きは、毎年度行う必要があります。

② 奨励措置指定申請時の必要書類について

指定申請書・・・業種・事業概要は、初めて見た人でも理解できるよう丁寧な記入をお願いします。
商業登記事項証明書又は住民票の写し
定款又は規約・・・法人の場合は提出
土地登記事項証明書及び位置図・・・土地登記事項証明書は土地を取得した場合に提出
建物登記事項証明書及び配置図・・・建物登記事項証明書は家屋を取得した場合に提出
契約書の写し・・・投下固定資産（土地、建物、償却資産）に関するもの
常時雇用する従業員を証する書類・・・従業員台帳の写し、雇用保険証の写し等
その他参考資料・・・会社案内パンフレット等

⑤ 設置奨励金の交付申請時の必要書類について

工場等設置奨励金交付申請書
収支決算書・・・直近1期分
その他参考資料・・・家屋が賃貸の場合、新事業所等の賃貸借契約に係る領収書等の写し等

⑦ 設置奨励金の請求時の必要書類について

工場等設置奨励金交付請求書
口座番号が確認できる書類・・・通帳の写し等

注意事項

- ・指定事業者が、申請書や添付書類に記載された事項を変更しようとするときは、「企業立地奨励措置指定内容変更届」を、指定事業者に係る事業所の相続、合併、譲渡その他の理由により、当該事業所の所有に変更が生じたときは、「事業継承届出」を提出しなければなりません。
- ・瑞穂市の制度のほかにも、岐阜県が実施する「岐阜県企業立地促進事業補助金」の対象になる場合があります。詳しくは岐阜県HP「立地企業への優遇措置」をご参照ください。

都市整備部 商工農政観光課 企業誘致担当
〒501-0392 岐阜県瑞穂市宮田 300-2
TEL : 058-327-2103 FAX : 058-327-2120
E-mail : syoukounou@city.mizuho.lg.jp